

現地目証明の願出について

【現地目証明の願出について】

- ・ 現地目証明は、土地の現況が農地または非農地であることを証明するものです。
- ・ 主に法務局で土地の登記地目を農地から農地以外に変更登記する際の添付書類になります。
- ・ 願出人は土地所有者(または所有者から委任状により委任を受けた者)になります。
- ・ 願出に当たっては事前に御相談ください。また、降雪期は願出を受理できないことがあります。

【必ず必要な書類】

書類	備考	部数	チェック欄
① 現地目証明願書	・押印不要	1	<input type="checkbox"/>
② 願出地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	・法務局が発行し、認証したもの ※ コピー可	1	<input type="checkbox"/>
③ 公図	・法務局で発行し、認証したもの ※ コピー可	1	<input type="checkbox"/>
④ 位置図	・住宅地図、インターネットの地図等に願出地の印を付けたもの	1	<input type="checkbox"/>
⑤ 本人確認書類(運転免許証等)	・所有者のもの ・所有者から委任を受けた方のもの ※ 詳細はお問い合わせください	各1	<input type="checkbox"/>

【場合によって必要な書類】

必要な場合	書類	部数	チェック欄
● 願出地が多く願書に書き切れない場合	・別紙の土地一覧	1	<input type="checkbox"/>
● 土地所有者本人が窓口に来られない場合	・委任状 ※ 委任を受けた方が願出人となる	1	<input type="checkbox"/>
● 土地所有者の現住所と、登記事項証明書に記載の住所が異なる場合	・固定資産税の納税通知書 (最新年度かつ現住所地のもの。表紙及び証明希望の土地の内容が記載されているページ。) または ・住民票や戸籍の附票等 (登記記載の住所から現住所までの住所移転をたどることができるもの)	1	<input type="checkbox"/>
● 登記事項証明書に記載の住所が古い町名表示の場合	・住居表示証明書・町名変更証明書 (旭川市市民生活課(総合庁舎6階)で発行)		
● 土地所有者が死亡している場合 ※ 願出人は法定相続人(共同相続人の場合はそのうち1名以上)	・土地所有者の住民票(除票) ※ コピー可 ・土地所有者と願出人の相続関係を証明する戸籍謄本 ※ コピー可	1 1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

※ 各種証明書は発行後6か月以内のものを御提出ください。

【願出後の流れ】

- ・ 願書を受け付けてから、農業委員会で現地を確認した後に証明書を発行します。
 - ・ 市街化区域 … およそ1週間から10日後
 - ・ 市街化区域以外 … 毎月1日が締切。同月末頃に証明書を発行可能ですが、願出に当たっては必ず事前に御相談ください。
- ・ 証明書の発行時に手数料がかかります。 ※1筆1,500円、2筆目以降は1筆ごとに400円
(例:3筆の場合 ~ 1,500円 + 400円×2筆 = 2,300円)
- ・ 願出書等の様式データは、旭川市農業委員会事務局HPの【旭川市農業委員会書類様式一覧】からダウンロードできます。

(問い合わせ先)

旭川市農業委員会事務局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎5階

電話:0166-25-6729

※窓口での願出、受取が困難な場合は、郵送による方法もございますので、御希望の方はお問い合わせください。